国債証券の決済期間の短縮化に伴う売買制度等の見直しについて

２０１８年2月２１日
株式会社東京証券取引所

Ⅰ．趣旨

我が国金融・資本市場の競争力強化には証券決済システムの一層の利便性の向上及びリスク管理の強化等が必要であることから、証券決済システム改革の主要課題である国債取引の決済期間の短縮化について、日本証券業協会における市場関係者による検討の結果、国債取引の決済期間を短縮しＴ＋１化することが予定されております。当取引所では、この動きにあわせて、国債証券の取引における決済期間を短縮化することで、市場利用者の利便性向上を図ります。これに伴い、当取引所の売買制度等について、以下のとおり改正を行うこととします。

Ⅱ．概要

項目	概要	備考
１．決済日	・　国債証券の普通取引において、売買契約締結の日から起算して２日目（休業日を除外する。以下、日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとします。	・　現行は、売買契約締結の日から起算して３日目の日（Ｔ＋２）に決済が行われています。
２．売買立会時間	・　決済日の変更に伴い、売買立会終了後の決済業務を円滑に行うために、国債証券の売買立会時間を、午後２時までに短縮することとします。	・　現行は、売買立会時間を午後３時までとしています。
３．上場廃止日の見直し	・　国債証券に係る上場廃止日は、最終償還期日から起算して２日前の日とします。	・　現行は、上場廃止日を最終償還期日から起算して３日前の日としています。

Ⅲ．施行日（予定）

実施日は、２０１８年５月１日（火）（約定分）とします。

以　上